

視覚障害

(4) 進路指導（キャリア教育）と職業教育

① 進路指導（キャリア教育）

ア 進路指導の意義

進路指導というと、「進路決定の指導」に重点が置かれ、進路先の選択・決定などにかかる「出口指導」に終始しがちになっている状況が少なからず見受けられます。進路指導とは、児童生徒が自らの在り方や生き方を考え、将来に対する目的意識をもって、主体的に自己の進路を選択決定し、生涯にわたる自己実現を図っていくことができるような能力や態度を身に付けることができるよう、指導・援助することであり、進路意識の向上や内面の発達に結び付いた指導が重要となってきます。それには「生きる力」の育成や観点を踏まえ、基礎・基本を確実に身に付けさせ、豊かな人間性や社会性、学ぶことや働くことへの関心や意欲、進んで課題を見付けそれを追求していく力とともに、集団生活に必要な規範意識やマナー、人間関係を築く力やコミュニケーション能力など、幅広い能力の形成を支援していくことを、これまで以上に重視していく必要があります。したがって、これらの指導は、学校の教育活動全体を通じて計画的、組織的に行い、小学校段階から発達段階や特性に応じて進めていくことが大切です。

イ 卒業後の進路の状況

平成24年度に全国盲学校長会が特別支援学校（視覚障害）高等部卒業生の進路状況について調査を行っています。表Ⅱ-1-1に「高等部卒業生の進路状況（平成24年度）」を示します。

これによると、本科卒業生は、特別支援学校（視覚障害）の上級課程（専攻科）に進学する者が多く、その他、大学などへの進学や、最近では、重複障害生徒の増加に伴い、施設への入所や在宅の割合が高くなってきています。また、本科保健理療科、専攻科保健理療科の卒業生は、あん摩マッサージ指圧師の資格、専攻科理療科の卒業生は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の資格を取得して、医療機関や治療院などへの就職や開業をする人が多くなってきています。その他、公務員・公共企業体や民間企業などへの就職と、その進路は多様化してきています。

ウ 指導上の配慮事項

個々の児童生徒が自立を目指し、将来への夢や希望を抱き、進路選択できるようにするために、次の点に配慮する必要があります。

(ア) コミュニケーション能力の育成を図ること

(イ) 進路に関する正しい理解を促し、情報の提供を行うこと

視覚障害者の職業として大きな比重を占めている理療に対する正しい理解をもたせるとともに、理療以外の職種の現状、求人や就職状況、将来展望などに関する情報を提供することが大切です。

(ウ) 体験を重視した学習や実習を取り入れること

視覚に障害のある児童生徒の指導では、あらゆる感覚を使って、実際に体験するということが特に重要です。したがって、児童生徒の特性、進路などを考慮しながら、積極的に就業体験や実習、体験入学などの機会を確保していきます。

(エ) 保護者との連携を図ること

定期的な個別面談や家庭訪問、学級懇談会などの機会を設けて、児童生徒の現在の姿や今後の目指す姿を保護者と共有していきます。

(オ) 基本的な生活習慣を身に付けること

挨拶、身だしなみ、集団のルールなど基本的な習慣を身に付けておき、周囲からの支援も含めて他との協調性を培うことが大切です。

(カ) 障害補償機器を駆使する力を身に付けること

障害補償機器には、めざましい進歩が見られます。特に視覚障害者にとって、コンピュータなどの情報機器は、視覚障害者固有の文字であった点字と普通文字との互換を可能にし、また、音声や拡大表示などによりインターネットを通じて容易に情報の収集ややり取りができるようになりました。これらの機器を駆使することのできる力は、様々な職域での就労の可能性を広げるものです。小学部段階から系統的に指導していくことが重要です。

(キ) 卒業後のケアを行うこと

定期的な進路先への訪問や情報提供、また、同窓会活動や余暇活動を行うことによって卒業生の状況を把握し、必要に応じて相談を行い、適切な支援が受けられるようにしていきます。

(ク) 個別の教育支援計画（個別の移行支援計画を含む）を整備し、小学部段階から発達段階に応じた一貫した進路指導に取り組むこと

児童生徒を生涯にわたって支援する観点から、個別の教育支援計画（個別の移行支援計画を含む）を作成し、関係者・機関と連携をしながら個々の支援を計画的、組織的に行っていきます。

② 職業教育

我が国の視覚障害者の職業の歴史を振り返ると、江戸時代は、盲僧やイタコなどの呪術的宗教者、琵琶、三味線、琴などを弾く芸能者、鍼治、按摩の施術者などの職業に就いていたことが知られています。これらの職業は徒弟的な教育によって伝授されていました。

明治期に入り、京都の盲啞院や東京の樂善会訓盲院が設立され、普通教育とともに、鍼灸、邦楽を中心とした職業教育がなされてきました。その後、各地で盲学校が設置され、普通教育とともに職業的自立を目指した教育が広がってきました。そこでの職業教育は、新たな職域開拓にも取り組んできてはいますが、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師を養成する理療教育が中心となり、その流れが現在に至っています。

現在の特別支援学校（視覚障害）の高等部には、高等学校と同等の3年課程の本科と、さらにその上に専攻科が置かれています。本科には普通科と職業学科である保健理療科・音楽科・生活技能科があります。専攻科は、職業学科を主としており、理療科・保健理療科・理学療法科・音楽科・情報処理科などがあります。理療科は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師を養成するための課程で、卒業後は病院、診療所、リハビリテーションセンター、治療院のマッサージ師や鍼灸師として就職するほか、自宅などで開業する者や老人ホームやヘルスキーパー（企業で社員の健康維持増進を図るために理療師を雇用する）として就職する者もあり、徐々に職域も広がってきています。理学療法科は理学療法士を養成する課程で、現在では2校で開設されています。卒業後は病院や施設などへ就職しています。音楽科は3校で開設されています。情報処理科、生活技能科はそれぞれ1校の開設であり、情報処理科では、視覚障害者のコンピュータ・プログラマー養成を目指して、新たな職域としても注目されています。生活技能科は視覚障害と他の障害を併せ有する生徒が在籍しており、日常生活に必要な能力と就労のための能力を育成し、社会自立を目指しています。

このように各種の職業学科が置かれていますが、特別支援学校（視覚障害）の職業教育の根幹をなしているのは理療教育となっています。しかし、この分野への晴眼者の進出もあり、理療業が視覚障害者の安定した職業とはいえなくなってきました。あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師は、昭和63年の「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」の改正により、国家資格となっています。参考までに平成25年度の「あはき国家試験」（「あはき」とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の語頭をとっています）の晴眼受験者と特別支援学校（視覚障害）出身受験者との合格率の比較を表Ⅱ-1-2に示します。

これによると、特別支援学校（視覚障害）出身者の合格率が晴眼者に比べて約10～25%低くなっていることが分かります。実際、あん摩マッサージ指圧師の資格取得が困難な生徒もおり、特別支援学校（視覚障害）においては、さらに理療教育の充実や資質向上への取り組みと、就職の場の確保・開拓を進めていく必要があります。

また一方では、情報機器など補助具の発達やノーマライゼーションなどの社会的な動きから、視覚障害者の進路選択が多様化し、その可能性が広がり、理療以外の進路の拡大を図る取り組みも重要となってきています。大学受験や各種採用試験において拡大文字や点字での受験、さらに時間延長などの配慮が十分なされるとともに、視覚障害者が大学など

に進学しやすいように、また就労しやすいように条件を整えていくことも大切です。これからの進路指導においては、変化する社会の中で企業などのニーズも踏まえつつ、新たな職域の拡大を図り、本人にとっても望ましい職場環境を築くことを重視する必要があります。

加えて、近年、視覚障害に他の障害を併せ有する児童生徒の進路指導も課題となっています。特別支援学校（視覚障害）の在籍児童生徒数が減少する中で、重複障害児童生徒の占める比率が高くなってきています。重複障害者のための施設、通所施設、作業所などの進路先を確保する取り組みと、自立に向けた指導の工夫をしていく必要があります。そして、地域障害者就労・生活支援センターなどとともに、地域の組織的なシステムを構築し、学校生活から社会生活への円滑な移行を図る指導を充実させる必要があります。